

# 砥部町ホームページ広告事業取扱要領

令和3年3月30日  
砥部町告示第78号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、砥部町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）へのバナー広告（町ホームページ内に表示される広告画像で、指定するホームページに直接移動させるものをいう。以下「広告」という。）掲載に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 町ホームページに広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ページの内容については、要綱第3条及び砥部町広告事業掲載基準（以下「基準」という。）の規定によるほか、個人の氏名は掲載しないものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次の表のとおりとする。

規 格	掲 載 料	広告の箇所	枠 数
大きさ 縦60ピクセル 横150ピクセル 形式 GIF・JPEG形式 (アニメーション不可) 容量 8キロバイト以下	8,000 円 (消費税等を含む)	トップページ 下側	6 枠

2 広告枠の位置は、町長が決定するとともに、掲載月ごとに変更することができるものとする。

3 掲載料は、町長が別に指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載期間)

第4条 広告掲載期間は、月を単位として、最長1年間継続できるものとする。

(お試し広告掲載期間)

第5条 令和3年5月以降に掲載する広告は、初回に限り1広告主につき1回、1月間無料で掲載することができる。ただし、有料広告の応募数が第3条に規定する枠数に満たない場合に限る。

2 お試し広告掲載を希望する者は、砥部町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、町長に提出するものとする。

3 お試し掲載期間終了後は、直ちに砥部町ホームページ広告成果報告書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

(広告主の募集方法)

第6条 広告主の募集は、町ホームページ及び広報紙等で公募するものとする。

(広告掲載申込及び決定)

第7条 町ホームページへ広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、砥部町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入し、町長に提出するものとする。

2 申込みの締切りは、広告の掲載を希望する月の20日前とする。

3 町長は、第1項の規定による申込みがあったときは、要綱第8条に規定する審査会（以下「審査会」という。）において内容を審査し、その結果を砥部町ホームページ広告掲

載・不掲載決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

（広告掲載の決定方法）

第8条 審査会は、応募のあった広告の数が第3条に規定する枠数を超えた場合は、次の各号の順位により決定する。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 町内に事業所、営業所及び店舗等を有する私企業又は自営業等
- (3) 前各号に掲げる以外のもの

2 前項の規定による順位が同じ広告がある場合は、掲載希望月数の多いものを優先する。

3 前2項の規定によっても、第3条に規定する枠数を超える場合は、くじにより決定する。

（広告の作成）

第9条 掲載する広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容の修正指示）

第10条 町長は、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ページの内容が要綱及び基準の規定によるほか、この告示に違反しているか、あるいはおそれがある、又は誤りがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

（広告内容の変更）

第11条 掲載決定通知書を受けた申込者が、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ページの内容を変更するときは、速やかに砥部町ホームページ広告掲載変更申込書（様式第4号）に必要な事項を記入し、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、審査会において内容を審査し、その結果を砥部町ホームページ広告変更承認・不承認通知書（様式第5号）により、申込者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず軽微な変更の場合は、審査会の審査を省略することができるものとする。

（広告掲載の取消し）

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取消し、又は中止するものとする。

- (1) 指定期日までに掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審査会が適切でないと認めたとき。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主の自己の都合により、町ホームページへの広告掲載を取下げの場合は、書面により町長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載の取下げを行った場合は、納付済みの掲載料は還付しないものとする。

（広告主の責任）

第14条 広告主は、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ページの内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証するものとする。

2 第三者から広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

3 広告主は、第7条第3項の規定により決定を受けた町ホームページへの広告掲載の権利を他の者に譲渡してはならない。

（掲載料の還付）

第15条 広告の掲載決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載の取消しを行った場合は、納付済みの掲載料を広告主に全額還付するものとする。

2 広告の掲載期間中において、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載の取消しを行った場合は、取消した掲載期間の日数による日割りとし、円未満は切り捨てた額を広告主に還付するものとする。

3 広告期間内に、町の都合で町ホームページの運営を一時停止した場合は、前2項の規定に準じて、その掲載料を還付するものとする。ただし、一時停止の期間が1日未満の場合は、掲載料を還付しないものとする。

4 前3項の規定により還付する掲載料には、加算金を付さない。

(その他)

第16条 この告示に定めがあるものを除くほか、財務に関しては、砥部町会計規則の手続きの例による。

(疑義の決定)

第17条 この告示に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、町と広告主で協議するものとする。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。